

議会改革検討委員会 会議要録

- 開会 15時00分
- 1 開催日時 平成27年10月13日（火）
- 閉会 16時10分
- 2 開催場所 滋賀県議会 第一委員会室
- 3 出席した委員 川島隆二 委員長
成田政隆 副委員長
有村國俊 委員
目片信悟 委員
村島茂男 委員
山本正 委員
塚本茂樹 委員
杉本敏隆 委員
木沢成人 委員
中村才次郎 委員
- 4 事務局職員 日爪事務局長、丸尾次長
総務課 林参事、青木課長補佐、石田副主任、今井主任主事
議事課 太田課長
政策調査課 江村課長、伊藤参事、高木主幹
- 5 議題
- 1 政務活動費の見直しについて
 - 2 議会業務継続計画の検討について
- 6 配付した資料 別添のとおり
- 7 議事の経過概要 別紙のとおり

議事の経過概要

1 開会宣告 15時00分

◎川島隆二委員長 ただ今から議会改革検討委員会を開会いたします。本日の委員会につきましては、前回に引き続き、政務活動費の見直しについてと、議会業務継続計画の検討についての2つの議題について、検討を進めたいと思います。

2 政務活動費の見直しについて

◎川島隆二委員長 政務活動費についてですが、前回の委員会におきまして検討項目の試案をお示しさせていただきました。各会派にお持ち帰りいただいて、それぞれ御検討されました内容につきまして、本日は御報告をお願いしたいと思いますけれども、先に、検討項目の追加について御意見がある会派がございましたら御報告をお願いします。

(発言なし)

◎川島隆二委員長 特には無いですか。では、無いようですのでこのまま進めたいと思います。それでは、試案に沿いまして進めさせていただきます。まず、記載した項目について、1項目ずつ議論を進めていきたいと思います。本日の委員会では、使途の透明性を高める方法についての各項目について議論したいと思いますので、各会派からそれぞれ御報告いただいて、その後に委員間の協議をお願いいたします。なお、委員の皆さんの机上に資料1として、試案の各項目と御意見を記載できる様式を準備しております。それでは、まず、視察等に係る報告書の作成について協議結果を御報告願います。まず、自民党さんから。

◎有村國俊委員 報告書の作成義務につきましては、いろいろと国内、海外は別ですけれども、いつ、どこに、というような感じでいいのではないかと思います。

◎川島隆二委員長 では、チームしがさん。

◎成田政隆副委員長 義務付けるかどうかにつきましては、会派、個人問わず義務付けるということで、範囲につきましては、行程、目的、内容等に関しましては記載するべきだと思いますが、特に海外に関しましては説明責任を果たさないといけないということで、もう少し詳しい形での報告書という形でやればいいのかはとの意見が出ておりました。

◎川島隆二委員長 では、日本共産党さん。

◎杉本敏隆委員 報告書の作成、提出は義務付ける。作成が必要な範囲は、視察に行った全てに。

◎川島隆二委員長 それは、どの程度の。

◎杉本敏隆委員 国内も、海外も、全ての視察について。

◎川島隆二委員長 良知会さん。

◎木沢成人委員 報告書の作成、提出につきましては義務付けるべきということになりました。必要な視察の範囲につきましては、県内も含めた行政視察全てということで、報告の内容につきましては、先般、他府県のテンプレートを示していただきましたが、あの程度の1枚程度に収まるようなイメージで。

◎川島隆二委員長 それは、全ての視察ということですか。

◎木沢成人委員 はい。

◎川島隆二委員長 公明党さん。

◎中村才次郎委員 うちも丸です。範囲については、県内も含めて簡単な様式で。

◎川島隆二委員長 ただいまの御報告をお聞きしますと、報告書の作成については、それぞれの会派で義務付けの方向で話がありましたので、その方向で調整をさせていただきたいと思います。内容にはばらつきがありましたので、いかがいたしましょうか。

◎成田政隆副委員長 ペーパーで1枚とかいうお話もありましたので、一度、例示を作る形でそこから調整をかければいいのではないのでしょうか。

◎川島隆二委員長 副委員長の御意見がありましたので、そのようにさせていただきたいと思います。では、続きまして、成果物、契約書等の添付につきまして、御報告をお願いいたします。自民党さんから。

◎有村國俊委員 収支報告書への添付は、特に成果物とかは、実績がどうだったとか将来の予想がなかなか立てづらいところがあるので、いいかなと。

◎成田政隆副委員長 いらないということですか。

◎有村國俊委員 はい。

◎川島隆二委員長 いらないということか。新聞とかということですが。

◎有村國俊委員 さっき言ったようにそんなところまで出せないの、成果物がどこまでか分からないところがありますので。

◎川島隆二委員長 成果物、契約書というのは、県政報告の新聞を出したときに、その県政報告と一緒に添付をしてくれと、視察の成果物とかそういうことではなくて。

◎目片信悟委員 例えば、何か調査を委託しましたと、その調査に対してデータなどを付けなさいとか、架空のものはやめておこうと。

◎川島隆二委員長 神戸市議会であったようなことを防ぐということですね。これは、付けたらどうかということですね。

◎有村國俊委員 そうです。付けるということで。

◎川島隆二副委員長 チームしがさん。

◎成田政隆副委員長 うちも添付をするべきというところではありますが、契約書の義務付けまではいらないので、参考資料ということで、事務局で預かってもらうような形にして、何か問合せがあった際には、事務局は持っていますということにしておけば大丈夫かなと思うところもあります。義務付けになると、一式で公開かどうかというところの判断もまた出てくると思うので、基本的には事務局の方で参考資料として契約書に関しては持ってもらえればということです。成果物に関しては、添付ということで、先ほど目片委員も言っておられた調査に関しても、なかなか詳細な調査結果になると、どうしても公開すると情報というものの価値というものがあるので、その大まかな概略でもいいから、そういった部分で提示していただくような形で添付を義務付けるという形にすればどうかという話がありました。

◎川島隆二委員長 では、共産党さん。

◎杉本敏隆委員 成果物、契約書全て添付を義務付けると。今言われた契約書については、コピーでもいいわけだからと思うのですが。

◎川島隆二委員長 良知会さん。

◎木沢成人委員 成果物のほうについては添付を義務付ける。契約書は義務付けはいらない。

◎川島隆二委員長 公明党さん。

◎中村才次郎委員 全て、義務付けるということで。

◎川島隆二委員長 義務付けに関してはそれぞれ一致するところですが、添付する書類の範囲については、いわゆる県政報告等の成果物や調査依頼とかあるので、その中身まではち

よつと、いま成田副委員長がおっしゃったように、中身はそれぞれの皆さんの調査、研究になるので、その情報を出していたらちょっといろいろと不都合があると思いますので、そこまではいいとは思いますが、県政報告の新聞発行などについては、添付をするというところには異論がないと思います。契約書に関しては、それぞれ御意見が異なりましたので、もう一度それぞれ掘り下げていただく余地はあるのかなと思っておりますので、契約書に関してはそれぞれの会派でもう一度。

◎目片信悟委員 このあいだの神戸の話ではないですが、そのあたりを明確にする必要は当然出てきますが、調査したデータはどうするか別にしても、何かしらそれが事実であるというリンクをしておく方向で考えていかないと。物はなかなか付けられないけれども、契約書は付いていまして、それを追跡して行って初めてそれがでたらめだということが分かったと、そのあたりの工夫は何かしておかないことには、同じような話になってしまう。

◎川島隆二委員長 事務所の賃借とか、雇用の契約とかは別にして、今、目片委員がおっしゃった何かの調査依頼の委託契約に対する、この最終の成果というか、よく分かるものが出てこないと、神戸市議会みたいなことが起こる可能性があるということだと思っております、滋賀県で調査委託などはあるのですか。

○事務局 今のところ事例はありません。

◎杉本敏隆委員 それは、調査依頼したものも、成果物として出てくるわけだから、県政レポートと同じように、提出を義務付けたほうがいいのではないですか。

◎成田政隆副委員長 前に、そういったなかで、何百万とかけて調査委託をしたデータが情報開示したらただで見るができるということになりますので、その成果物が公開されるということは、ただで何百万もした調査委託を見られるということは問題じゃないかという議論をかつて他でしていたことがありますので、概略ないし、どういう調査をしてどういう結果を得られたかというのは、何かしらの形で提出義務があると思いますが、詳細なデータを提出すると、後々問題になるのではないかと感じています。

◎杉本敏隆委員 けれども、何らかの証拠として、概要版みたいなものでいいから、成果物として義務付けたほうがいいと思います。

◎川島隆二委員長 成果物と、契約書のところで線引きしましょうか。県政報告については、新聞折り込みしたり、郵送したり皆さんしていますので、これを出すのは問題ないと思いますので、これは出していただくという方向で。今の、色んなデータやサンプル取ったりというのは、その人が自分の政務活動費を出してやっている以上は、それを全部公開してしまうと、極端な話、他の人からすると良い資料を持っているなという話になってしまいますので、慎重な部分も出てくるのかなと、どれぐらいのところまでを成果として出してもらうのかというのは、もう少しそれぞれの皆さんの。はい、どうぞ。

◎目片信悟委員 要するに、出した先を、本人がきちんとリンクしていることが大事で、誰がやったのか分からないみたいな話になると非常に不透明になるので、そこは、今、おっしゃるようにデータとか知りたい情報をひけらかす必要はないと思いますけれども、例えば、私がA社に出しましたというのがはっきりとオープンになっていれば、何か疑いがあるなり、確実に当事者同士の責任になってくると思いますので、そのあたりはもう少し中身は詰めていただけたらいいと思いますけれども、要は、ああいっただ疑念が持たれないようにする必要があります。

◎川島隆二委員長 そのあたりのところは、今日の意見を踏まえて会派の方で、意思統一していただけたらと思います。続いて、購入書籍名の記載ですが。

◎有村國俊委員 書籍名を記載するという方針です。

◎川島隆二委員長 チームしがさん。

◎成田政隆副委員長 記載する。

◎川島隆二委員長 共産党さん。

◎杉本敏隆委員 記載する。

◎川島隆二委員長 良知会さん。

◎木沢成人委員 記載する方向でお願いします。

◎川島隆二委員長 公明党さん。

◎中村才次郎委員 記載する方向でお願いします。

◎川島隆二委員長 各会派、それぞれ一致しましたので、全ての書籍名を記載するという方向で話を進めていきたいと思います。続きまして、インターネットでの公開ですが、これについてはどうでしょうか。公開を実施するかどうかと、公開書類の範囲につきまして、両方お願いします。自民党さんから。

◎有村國俊委員 インターネットでの公開は実施ということで。範囲につきましては、それぞれの項目が記載されている一番上の様式程度でいいのではとっております。全てのものを公開する必要はないと考えております。

◎川島隆二委員長 チームしがさん。

◎成田政隆副委員長 公開するというので、公開の範囲は収支報告書、支出証拠書類全てということで。

◎川島隆二委員長 それは、領収書も含めてということですか。

◎成田政隆副委員長 含めてです。議会図書室で閲覧できるものは全てです。

◎川島隆二委員長 共産党さん。

◎杉本敏隆委員 公開する。基本的に、全ての書類を公開する。ただ、皆さんとの議論の中で、領収書までをどうするかという点については、協議してもよいということです。

◎川島隆二委員長 良知会さん。

◎木沢成人委員 インターネットでの公開はする方向で、書類の範囲につきましては、先ほど、自民党さんがおっしゃっていた収支報告書までです。

◎川島隆二委員長 公明党さん。

◎中村才次郎委員 インターネットでの公開はする方向で、できる限り公開した方がいいと思いますが、事務的にそういうことが可能なかどうか、この前も議論がありましたが、そういうことを考える必要がある。それにかかる費用とか。

◎川島隆二委員長 公開することに関しては、皆さんそれぞれ一致されたところですが、書類の範囲につきましては、収支報告書までというのと、領収書も含めてまでという話と、領収書に関しては、ちょっと協議してもという話がありましたが、領収書も含むか、収支報告書までとするのかの線引きになりますが、それぞれの会派で、こんな意見がありましたというのがもしあれば。

◎中村才次郎委員 領収書をPDFにする作業にしてもすごいことになると思うのですが、実質それが可能なかどうかという。

◎川島隆二委員長 事務局のほうはどうですか。

○事務局 可能ではあると思いますが、当然手間はかかりますし、時間もかかりますし、経費もかかります。ただ、お決めいただければ、やるだけだと思いますが、時間的なものは相当かかるのではないかと思います。

◎川島隆二委員長 どれくらいかかりますか。

○事務局 全体の枚数で申し上げますと、4,100枚程度になります。収支報告書、支出証
拠書類の個人分、会派分も含めてです。

◎川島隆二委員長 議会もあるので、これにかかりきりになる訳にもいかないでしょう。

◎杉本敏隆委員 うちの会派で議論があったのは、基本的には全て公開すべきですが、
いま言われたような、物理的な業務の大変さであるとか、それに対する問合せなどが殺到し
た場合に非常に大変になる。閲覧は全て公開しているわけだから、領収書については、皆さ
んと協議してそれで対応しようという議論でした。

◎成田政隆副委員長 全部、コピーを取っておられますよね。それで、黒塗りになった状
態で議会図書室にあるので、それをそのままソートでPDF化する作業でいけますよね。だ
から、やろうと思ったら、そんなに無茶苦茶大変ではない気もするのですが、1枚ずつソー
トをかけて、1人ずつPDFにしていけば。

◎目片信悟委員 よそのインターネット公開を見たことがないのですが、どんな形で出て
くるのか、いわゆるサーバーの問題とか、どういうふうに分けているのか。例えば個々の議
員さんに出てくるのか、政務活動費という項目のところを押したら名前が出てきて載って
いるのか、そんなにイメージがわからないので。

○事務局 目片委員がおっしゃるように、個々の議員さんのお名前の部分をクリックする
とそこから書類が閲覧できるようになっております。

◎目片信悟委員 ということは、リンクを貼りに行く必要があるということですよ。

◎有村國俊委員 我々の議論は、次に出てくる按分率や成果物をどうするかであるとか、
誰かに見てもらうがためのこともあるのだろうけれども、例えば入札関係だと全ての入札案
件の仕様書だとかそういったことが全て網羅されているのではなくて、肝心なところは監理
課で閲覧、詳細の仕様ですね、というのがあるので、基本的には全て図書館にあるものは全
てというその気持ちは分かるのですが、そこまでの必要はないというふうに考えます。

◎成田政隆副委員長 すでに公開している議会があるので、その後に議論しているなかで、
やらないという選択肢はなかなかないと思うのですが。

◎川島隆二委員長 収支報告書までと、領収書も含めてというところで、今、いろいろ問
題点も出てきましたので、それぞれの会派で議論してもらおうということで、それでは、最後
に按分率につきまして、上限を設けるかどうかについてと、上限の設定方法についてですが、
自民党さんのほうから。

◎有村國俊委員 按分は滋賀県はきちんとしていたほうだと思いますので、上限を設ける必要はないと思っております。

◎川島隆二委員長 チームしがさん。

◎成田政隆副委員長 実態が証明できる場合は、特に上限を設ける必要はないですが、実態が証明できない場合に関しては、2分の1上限にするべきではないかという話でございます。

◎川島隆二委員長 証明できない場合とは、例えば、どこまでの線引きがよく分からないということですか。

◎成田政隆副委員長 そうです。水道光熱費に関しても、2分の1なのか、そこに入っている団体に割るのかといったことです。

◎川島隆二委員長 共産党さん。

◎杉本敏隆委員 これについては、個々の具体的な問題で、ケースバイケースできちんと設けるなら設けるでやるべきで、一律にというのはかなり難しいのではないかと思います。

◎川島隆二委員長 ケースバイケースでということですね。良知会さん。

◎木沢成人委員 上限を設けることは丸で、100 支出しないのであれば、2分の1で上限を設ける。

◎川島隆二委員長 50 までということ。

◎木沢成人委員 100 を支出するもの以外は。

◎川島隆二委員長 公明党さん。

◎中村才次郎委員 上限は設けるということですが、経験が浅いので、言われるとおりに按分をしていたのですが、個々に分かれば解り易い。こういうものは2分の1だとか、事務所で使うこういうものは3分の1だとか、ある程度決められていればすっきりするのではと思います。

◎川島隆二委員長 この按分というのは、それぞれの議員がそれぞれあるのだろうと、さっき出たケースバイケースで色々あると思うのですが、そういう意味では、特に按分比率で問題になったことは無かったと思いますので、それぞれの議員が、常識の範囲でやられてき

たのかなという気がしていますが、この場合はこうとかひとつひとつ詰めていったらちょっと大変でしょう。上限設定も 100 か 50 か 0 かということでしょう。

◎木沢成人委員 設けるのであれば、区分があるので。それやったら自由裁量にするとかどっちかにしないと。

◎川島隆二委員長 それだと設けないほうがいいということか。例えば、8割の場合もあるだろうし、3割、30%ぐらいの時もあるだろうし、ということからすると、按分率の上限を設けてしまうことは難しいのかという感じもする。光熱水費とか事務所費とか人件費とか今まで2分の1で皆さん支出されていたと思いますが、それは今までどおりなのかという感じはします。全部が全部、きちんとは決められないか。

◎木沢成人委員 50 と 100 の間にある按分は結構大きいですよ。

◎川島隆二委員長 今まで、どんな按分が出てきたのですか。

○事務局 例えば 80%とか。

◎川島隆二委員長 それは何の費用ですか。

○事務局 光熱水費などです。

◎川島隆二委員長 光熱水費で 80 ですか。これは、上限を設けると言っている会派さんで今の話を含めて中で御協議いただきまして、こうだということを言ってもらいましょうか。これは、線引きするのは本当に難しいと思いますので、個々の例をいちいち取り出して全てこうだということをやっていくのは、この場ではそぐわないかなという感じもしますので、一回持ち帰ってお話をしていただけたらと思います。次回は 11 月定例会議の最初ぐらいか、それまでにあるかも知れないですけども、その時にまた決めていただくようお願いします。

今回の結果については、確認の意味を含めて各会派に御報告をいただいて、それぞれの調整を図っていただきますようお願いいたします。なお、会派で合意が難しい項目がありましたら、次回以降の委員会で調整する必要があると思いますので、私の方まで御連絡をお願いします。今日、それぞれ出してもらった意見をまとめて各会派に配ってもらいますのでそれを踏まえて、それぞれの会派で御議論をいただけたらと思います。それでは、政務活動費の議論については、ここまでにしたいと思います。

3 議会業務継続計画の検討について

◎川島隆二委員長 それでは、議題 2 の議会業務継続計画の検討について、を議題といたします。業務継続計画につきましても、前回の委員会で、検討項目の試案をお示しして、御協議をいただいたところでございます。今回の委員会では、これまでの議論の内容を踏まえ、計画のたたき台を事務局に作成させましたので説明させていただき、その後に委員間で協議

をお願いしたいと思います。

○事務局 業務継続計画のたたき台という資料について、説明させていただきます。このたたき台につきましては、前回の委員会で説明いたしました試案をベースに、これまでの委員会で御議論いただきました内容や、資料として作成いたしました他県の事例等を参考に作成しております。

それでは、内容について入りますけれども、資料2の1ページ目の1の計画策定の目的、および2の対象とする災害についてから1枚おめくりいただきまして、2ページ目の3の県内において甚大な被害が想定される地震について、につきましては、これまでの委員会での御議論や、事務局から説明させていただきました内容に基づき、記述してございますので、それぞれ御確認いただきますようお願いいたします。

3ページ目を御覧願います。4の地震発生時の行動についてでございますが、本会議の開催中や開催されていない時間において庁舎内におられるとき、あるいは庁舎外におられる場合に分けて記述してございます。まず、御自身の身の安全を確保していただき、それから、その時の状況に応じまして行動いただくことについて、記載してございます。表の下のアスタリスクにつきましては、緊急地震速報について記述してございまして、平成20年度より、本会議場を含む庁舎内に速報が流れる仕組みとなっております。震源から近い場合は、速報が間に合わない可能性があるなど、技術的な限界もございまして、数秒でも早く行動することができれば被害の軽減に役立つものと思われまますので、記述してございます。次に、丸の2つ目、3つ目では、議会事務局職員の行動について記載しております。職員の勤務時間内に地震が発生した場合は、まず、自身の安全の確保を行い、必要に応じて避難誘導などを行うことや勤務時間外に地震が発生した場合は、事務局の業務継続計画に基づいて行動することを記載しております。

次に、4ページ目を御覧願います。5の安否の確認についてでございますが、確認の方法について(1)で、まず、議員が庁舎内におられる場合と、そうでない場合の2つに分け、退庁されている場合で、さらに職員の勤務時間外に地震が発生した場合につきましては、職員が登庁するまでに、一定の時間がかかりますことから、登庁後に確認を行うことを記載しております。また、議員から御連絡いただく場合は、FAX、メールで御連絡をいただくことを記述しております。(2)の確認する内容につきましては、御本人や御家族の安否、所在地、本会議等への参集の可否、事務局から御連絡する場合の最も確実な方法などについて確認することが必要と考えます。

次に5ページ目を御覧願います。6の情報収集についてでございますが、発災当日や翌日といった、あまり時間が経過していない段階で、議会の活動を決定いただくために必要な情報の収集と、一定期間が経過し、復旧、復興に向けた議会としての取組などについて、決定いただくための情報の収集について、記述しております。7の本会議等の開催についてでございますが、6の項目で収集しました情報や参集可能な議員の人数などの情報を総合的に判断して、議会としての活動を御決定いただくことなどについて記述しております。

次に6ページを御覧願います。8の代替場所の確保についてでございますが、先の東日本大震災の際にも本会議場が使用できなくなった県がいくつかございます。本県におきましても、同様の事態が発生することを想定して、代替場所の候補をあらかじめ複数考えておく必

要があると考えます。具体的には、表に記載した3つの場所が候補になると考えておりました、左に記載した新館、東館の7階会議室は、傍聴席を確保できる広さがあり、マイク設備や机、イス等もございます。しかしながら、真ん中に記載しております議員室も同じですが、庁舎の電気設備が使えない場合、マイクや照明、さらにはエレベーターが使えない可能性が考えられます。右端の危機管理センター無線用更新仮設室につきましては、センターの無線機器を更新する際に、現状の機器を稼働状態にしたまま、新しい機器を設置するための仮設室として確保されている部屋で、今後10年程度の期間は、使用が可能な状況と聞いております。この部屋には備品が無い状況ですが、最も耐震性が高い場所でございますので、最終的な代替場所としてしっかりと機能するように、備品の整備についても考えていく必要があると思っております。また、ページの一番下の丸で、委員会室について記載してございますが、委員会室が使用できない場合につきましても、議員室や危機管理センターの無線機更新用仮設室が代替場所として考えられます。

続きまして、7ページを御覧願います。9のその他につきましては、一つ目の丸で、定例会議の期間外に地震が発生した場合にどうするのかという点につきまして、大きな被害が発生した場合には、臨時会議の開催などが想定されますので、安否の確認や庁舎の被災状況に応じた代替場所の確保など、状況に応じて必要な業務を実施していく必要があると考えますので、御覧の記述としております。また、2つめの丸でございますが、第2回目の検討委員会で、想定する災害について御議論いただきました際に、他の災害への適用についての御意見がございましたのでそういった点について触れております。最終ページの図につきましては、発災後からの行動について時系列にまとめたものでございますので、御確認をお願いいたします。下の方に、時間の記載がございますが、あくまでも目安でございます、実際に地震が発生した場合には、その時々状況に応じた対応が必要と考えております。以上で、説明を終わります。

◎川島隆二委員長 それでは、今の事務局からの説明につきまして、委員間で協議を行いたいと思います。事務局への質問につきましてもお願いします。

◎木沢成人委員 事務局に確認したいのですが、想定する地震がいくつか書かれていますが、最大震度7クラスとなっておりますが、議会等を含めた本館の耐震強度はどこまでですか。

○事務局 震度6程度となっております。

◎木沢成人委員 震度6には何とか耐え得るということですが、それであれば震度6強から7になった場合に安全確保というのがまず第一に出てくるのですが、そこが確保できない可能性があるということですね。その場合にどう業務継続するかということで、滋賀県議会が一番そこを考えないといけないと思いますので、そのへんはどうですか。

○事務局 今、御指摘いただきました震度による差というのは、問題があると思いますが、事務局で考えておりますのは、たたき台の6ページに記載しておりますが、震度7の地震があった場合は、本館そのものが使えないという前提がありますが、震度7でなくても議場の

構造上、空間が大きいので本館が大丈夫でも物が落ちてくるなど議場が使えない可能性があるなど、いろんなケースがありますので一概には言えないですが、まず、議場の代わりがどこになるのかというときに、危機管理センターの無線機更新用仮設室が絶対とは言えないですが、震度7でも大丈夫ですので、急遽ここで本会議を開くということも考えられると思っております、ここには机、マイク、イスが全く有りませんので、最終的な代替場所をここということにすると、備品等が必要になってまいりますし、やり方をどうするのかなど、いろんなことをお決めいただく必要があるのではと思います。

例えば、議場は使えないが委員会室は使える場合もありますし、新館は使えるが本館は使えない場合もありますし、全てを想定するのは難しいのですが、3つの場所を記載いたしましたのは、程度によって本会議等を開くことができる可能性が高い場所として挙げさせていただきました。しかしながら、無線機更新用仮設室も154平方メートルと狭いので、ここでの本会議の開催が難しい場合は、別の場所を想定いただく必要があるかも知れませんが、いまのところはこの場所で開く方法をまずは御検討いただいて、次のステップとして、別の場所について御検討いただければどうかと思ひまして、事務局としては、最終的な代替場所として危機管理センターを想定しています。

◎木沢成人委員 危機管理センターを想定していただくのはいいと思いますし、震度7より小さい場合はこういう形がとれるのかと思いますが、例えば、琵琶湖西岸断層の一番南側の膳所断層あたりが動いて、直下型で緊急地震速報も受信できない状況で震度7ぐらいになった時でいうと、議員の安全確保というのが第一にありましたが、議会棟などが震度7の地震が発生した場合にどういう状態になるのかということをもう少しリアルに想定した上で、まずハードの問題よりは、議員が守られるのか、安全確保ができるのかどうかというところで、何か方策が考えられるのであればそういうことを盛り込んでおかないと、滋賀県議会の建物はそこが際だと思ひのですが、よその議会であればこれでいいのですが、古い建物を使っているのです。

○事務局 本会議が開かれている最中に地震が発生した場合ということでしょうか。

◎木沢成人委員 全員が参集している時に発生したとしますと、まず議員が身の安全を確保できるかというのが一番の問題ですよね。議員が怪我をしたり、場合によっては亡くなってしまった場合は、それこそ議会自体が継続不可能になるので、現実に震度7の地震が発生すると琵琶湖西岸断層では想定しているのです、滋賀県議会のBCPを考える上では入れる必要があると思ひますが。

◎川島隆二委員長 整理すると、議員が亡くなってそれが過半数に満たないと、そういうふうになった場合の議会の構成はどうするのかということですか。

◎木沢成人委員 そうならないように、一番に考える必要があるということです。知事部局も一緒だと思いますけれども。

◎川島隆二委員長　ちょっと今の話で、議員が亡くなった場合のことも含めてあまり書いてありませんけれども、これは、会議規則とも兼ね合いが出るのかなど。震度7だと当然、鉄道も道路も止まっているので、大津周辺の方は参集できても、私などは大津まで出てこれないので、こういった場合は欠席になるということからすると、どうするのかなということも含めてですか。議会を止めるにしても、どの時点で再開するのかということになってくるのだと思いますが。

○事務局　今、おっしゃっていただいたのは、業務継続計画のもっと前の段階で、地震が起こった時に議員の皆さんの安全をどのように確保するのかということ。

◎木沢成人委員　3ページに地震発生時の安全確保について、まず、机の下に身を隠すなどして安全を確保すると書いてありますが、これで守れるレベルであればいいのですが、震度7の場合、上の階がごそっと落ちてくるみたいなことを、実際にどこまでの被害が想定されるのか、僕も本館の細かいところまでは詳しくないので、もしきっちりシミュレーションされているのであれば。

○事務局　それは、本館の震度別による避難の方法とか、安全確認の方法などのレベルでよろしいのでしょうか。と言いますのは、議員の皆さんが御自宅におられるときに地震が起こった時のことまで、業務継続計画の中に入れるのは不可能です。

◎木沢成人委員　議会棟があつてそこに参集している皆さんがいるというのが議会ですのでそのときに。

○事務局　本館がどういう想定になっているのか押さえて、そこから議場はもう1つ弱い部分がありますので、そういう場合にケースバイケースで本会議が開かれている最中にはどのように安全を確保するのか、議員の皆さんの自覚をいただくうえでも、そういうものを前提として構築して整理をしたうえで、次のステップへ移るというやり方になろうかと思えますけれども。

◎木沢成人委員　先ほども言いましたように、滋賀県議会の場合は古い建物を使用して、日々業務をしているわけなので、こんなことまで考えなくていいのかも知れませんが、まず、震度7クラスの地震がどこかで発生した場合に、全員が参集しているところでそういうことが起きた場合に一番の危機になるのかなと思いますので、それを事前に確認してこれを出していただいているのであればいいのですけれども。

○事務局　おっしゃることはよく分かっておりますが、そういう場合にどうするかということ、この業務継続計画の中に入れるということになってくると、我々職員や、議員の皆さんも含めて、安全確保という部分をどこまで書き込むのかということが、ボリューム的にどうなるのか、業務継続計画の前提ということはあるかと思うのですが。

◎川島隆二委員長 安全確保までは、別にいいでしょう。これは、業務をどう継続するかという内容なのでしょう、業務継続計画というのは。

◎木沢成人委員 ただ、ここの3ページの安全の確保ということから書いてあって、机の下に身を隠すなどして安全を確保すると書いてありますが、これのできるのであればいいけれども、こういうレベルじゃないので、書くのであればもう少し具体的に本当に安全を確保できることを書くなり。

◎川島隆二委員長 これはたたき台なので。

◎木沢成人委員 たたき台なので、そこを踏まえたらどうですかということ。

◎川島隆二委員長 じゃあそれは次の時にまた。議員がどうなるのか、全員亡くなるとか半分亡くなるとか、2、3人であるとか議員が亡くなった時の想定をしておかないと、議会をどう開催するかということなので、そのあたりは盛り込まないのですか。

◎目片信悟委員 議会を開催することにしたって、代表者会議とか議会運営委員会の構成メンバーがいますので、亡くなるかどうかは別にして、けがをして運ばれても、ということになってくると、これは、事務局に言うのかこちらで決めるのか分かりませんが、この人がいなくなったらこうするというのは。

◎川島隆二委員長 これは現状はどうなっているのか。例えば議長がそうなったら副議長だと、議長も副議長もだめな場合は議運の委員長とか。

○事務局 年長議員が臨時議長として本会議を招集できます。ただ、過半数の議員にお集まりいただかないと、地方自治法上だめです。

◎川島隆二委員長 そのあたりのことも含めてこれはどうですか。

○事務局 法律上の話になってきますので、この計画の中で法律を超えて決めることはできませんので、例えば議会改革検討委員会や代表者会議、あるいは全員協議会は法律上の委員会や会議の場ではありませんので代理でも結構ですが、例えば、議会運営委員会は、代理なしで5人以上の本人の出席がないと、開くことができないという法律の規定があります。本会議と議会運営委員会と、各委員会は半数以上の出席がないと開くことはできません。

◎成田政隆副委員長 議会運営委員が不足している場合は、本会議で任命しないと委員になれないのですか。

○事務局 委員になれません。

◎成田政隆副委員長　そもそもが、議会運営委員会が開くことができないで、本会議が開くことができないのか、そのあたりはどういう形に。

○事務局　議会運営委員会を開かなくても、本会議は過半数以上の請求があれば、議員請求により開くことができますので、議長がおられない場合は副議長が、副議長もおられない場合は年長議員という形になりますけれども、過半数はどうしてもおられないと開くことができません。場所については、本会議場であっても7階の大会議室であっても、議長職を務める方があればどこでも可能ですので、場所がなければ下の正面玄関でも開くことができます。また、例えば草津で開くことも可能です。

◎川島隆二委員長　想定として大津になっているけれども、米原であるとか。

◎目片信悟委員　例えば、開会中に地震がおこった場合に引き続きここでできるのか、どうもイメージがわからない。みんなが避難してくるかもしれないし、そこで我々が仮に定足数を満たしているとしても、外は地獄絵図のようになっている中で実際にどうなのかと考えた時に、地震は県下全域で震度7にならないので、どちらかで地震が起きた時はどちらかというようなことを想定に入れて業務の継続を図っていくという考え方のほうが現実的ではないかという気がするのですが。ただ、議会と、危機管理で対応しているところが離れて特段に問題はないのか、東日本大震災のときでも分かれてしていたところもあると思いますので、そのあたりは調整できることではないかと思うのですが。

◎川島隆二委員長　例えば岩手の県庁は別にして、南三陸のほうでは津波で庁舎まで流されたところもあったので、その場所ですと言われてもできる話ではないですし、時期をずらして別のところでという話になるのだろうけれども、たたき台では、大津で3カ所の想定しか出ていないけれども、他の地域のところも1つ2つ入れておいて、そこでするのは別にして、入れておいたほうがいいのかという感じがしますが。執行部との関係もあるけれども。

○事務局　議会として動くために、一番最初に想定されるのは、特別委員会の立ち上げになるかと思うので、それを設置するための本会議をどこで開いていただくのか。その場所としては、今は大津でしか考えていませんが、危機管理センターが第一ではないかと思っておりますので。

◎目片信悟委員　そういう非常事態でもそこでできるのか。

○事務局　危機管理センターは震度7でも大丈夫ですので。

◎目片信悟委員　建物は大丈夫でも、いろんな対応をしている中で。

○事務局　貸館業務などは全部ストップしますので、無線機更新用の仮設室につきましては議会で使っていただくという前提になっていますので、そのあたりは大丈夫です。

◎**村島茂男委員** 震度7で危機管理センターは大丈夫でも、実際にそこでやられているかどうかで、壊滅状態になっている中で、そこだけ大丈夫だからまずそこでやりましょうというのとは。

◎**事務局** あくまで申し上げておりますのは、震度7の地震が発生して、議場なり本館が使えなくなっても、危機管理センターは大丈夫という部分だけでございまして、そのあたりは代表者会議なり議会運営委員会で御判断いただくということになると思います。

◎**目片信悟委員** 当然、発災した時は、災害対策本部長が危機管理センターに詰めるので、あまり極端にどこかでとはいかないでしょう。

◎**川島隆二委員長** 他に御意見ございますか。意見もまだあるかと思えますけれども、今日のところはこれぐらいにして、これはあくまでもたたき台ですので、今日、いろいろ御意見が出たことを各党派の中で御協議いただきまして、次回の委員会で意見の報告をお願いしたいと思います。

◎**杉本敏隆委員** ちょっと別のことですけれど、議会改革の検討ということなので県民に開かれた民主的な県議会にしようということだと思っておりますが、9月30日の本会議で10人の議員が早退していなかったと、議会改革以前の問題だと思っておりますが、今後このようなことがあるのであれば、議員の早退について手続を定めるとか、インターネットで公開するか何らかの対策が必要だと思っておりますがどうでしょうか。

◎**川島隆二委員長** それぞれの議員の理由があつての話だろうというのが一つと、時間が大分伸びたこと、それからこの話は、代表者会議なり、議会運営委員会で決めていただくことになると思いますので。感想としては、あくまでも私見ですが、一般質問のあり方も含めて検討する必要があるのかなという感じがしましたがけれども。皆さんはどうですか。

◎**成田政隆副委員長** 新川先生に座長になっていただいた議会改革検討会議からの答申をいただいたときに、出退の関係も公表したらいいのではないかとっておられたものあって、そこは先延ばしになっていたと思うので、かつての議論の中で今後検討するべきとされている内容をどのタイミングで議論していくのかということにかかってくるのではないかと思います。一番最初の段階で政務活動費の見直しと、業務継続計画のみ議長から諮問を受けたので、その他の項目については状況を見ながらという話もあったと思いますので。

◎**川島隆二委員長** それは、答申が終わった段階で、議長からあらためてこういうことで、ということがあればまた検討してもらおうと。この委員会がずっと継続的にやるわけではないので、今回諮問を受けた2つに関して決めるのがこの委員会の仕事ですので、議長が必要だと判断したときにまた、そういった内容でされるということだろうと思います。

◎成田政隆副委員長　今の段階では、やろうと思ってもやりにくい状況ですよ。

◎川島隆二委員長　あれは議会運営委員会か代表者会議で問題になったのですか。

○事務局　議会運営委員会で意見が出ました。

◎川島隆二委員長　そこで、それぞれの会派であらためてそういうことが無いようにと注意されたわけですか。

◎杉本敏隆委員　早退についての条文は何も無いですよ。会議に出席するというのは、議員の第1番の最優先の任務であるはずであって、このあいだ傍聴に来ていた人から10人も帰ったのなら報酬を返してもらえと何人か言っておられましたので、ここで検討するかどうかは別にして、早退についてもこんなことが続くのであれば、きちんとした改革をするべきだと思います。

◎川島隆二委員長　他に何かございますか。どうぞ。

◎中村才次郎委員　今日の意見書に対する討論ですが、あれには時間制限は無いのですか。

◎川島隆二委員長　ここで直接議論する内容ではないですが、あれも特にはないのです。

◎中村才次郎委員　何かもう少しすっきりとならないかと。

◎川島隆二委員長　特になくて、常識の範囲内でこれぐらいということではやられるのですが。

◎中村才次郎委員　わかりました。

(日程協議)

次回　平成27年11月27日　本会議終了後

4 閉会宣告　16時10分

県政記者傍聴：毎日、中日

一般傍聴　　：なし